

# 一般社団法人全国海岸協会海岸功労者表彰規程

昭和44年10月6日

最終改正 平成28年3月3日

(総則)

第1条 一般社団法人全国海岸協会（以下「協会」という。）の表彰は、この規程の定めるところによる。

(表彰の対象及び理由)

第2条 表彰は、次に該当する個人及び団体について行う。

- (1) 海岸事業の推進及び施行等に関し、特に功績があった場合。
- (2) 海岸事業に関する調査及び研究につき、特に功績があった場合。

(表彰の推薦)

第3条 表彰の推薦は、都道府県海岸協会等の長、都道府県海岸担当課長（国土交通省水管理・国土保全局所管）、国土交通省水管理国土保全局海岸室長、地方整備局河川部長、国土技術政策総合研究所河川研究部長、内閣府沖縄総合事務局開発建設部長及び一般社団法人全国海岸協会会長の推薦による。

2 前項の推薦は、別紙様式によるものとし、海岸功労者推薦調書を添付するものとする。

第4条 表彰者は、協会理事会において決定し、協会定時総会においてこれを行う。ただし、必要に応じ臨時に表彰することができる。

第5条 表彰は、表彰状を用い副賞を添えて贈呈することができる。

第6条 協会は、海岸功労者表彰者名簿を作成し、永くこれを保管する。

附 則（昭和44年10月6日）

この規程は、昭和44年10月7日から施行する。

附 則（昭和51年8月13日）

この規程は、平成51年8月13日から施行する。

附 則（平成26年3月25日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月3日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。